

＜一般委託＞

令和5年度 横須賀市宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査業務 仕様書

令和5年度 横須賀市宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査業務に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目 的	本業務は、「宅地造成及び特定盛土等規制法」第4条の規定に基づき、宅地造成等工事規制区域の候補区域の設定及び規制区域内に存在する既存盛土の分布状況を把握するため基礎調査を行うものである。
2	履行期間	契約日から令和6年3月15日
3	施行場所	横須賀市内全域
4	業務内容	特記仕様書のとおり
5	特記事項	特記仕様書のとおり
6	関係法規	宅地造成及び特定盛土等規制法、同施行令、同施行規則 横須賀市関係諸規則、その他関係法令及び規則等
7	資格要件	特記仕様書に記載されているとおりとする。
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監 督 員 連 絡 先	都市部宅地審査防災課 田中 寛幸 TEL046-822-8316(直通)

＜指示又は希望事項＞

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</li> <li>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</li> </ul>
----------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

# 特記仕様書

## 第1章 総則

### 第1条 (適用範囲)

本仕様書は、横須賀市（以下「甲」という。）が実施する、令和5年度 横須賀市宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査業務（以下「本業務」という。）に適用されるものであり、受託者（以下「乙」という。）が本業務を実施するにあたり必要な事項を定めたものである。なお、本仕様書に定めのない事項については、第3条に示す法令及び各図書に準拠するものとし、作業の詳細において記載のない事項については、甲との協議によるものとする。

### 第2条 (業務目的)

本業務は、国土交通省の「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）」第4条に規定する基礎調査に基づき、宅地造成等工事規制区域（以下「規制区域」という。）の指定に当たって必要な基礎調査の実施の考え方や手順を踏まえ、円滑な基礎調査の実施及び適正な規制区域の指定の促進を図り、もって宅地造成等又は土石の堆積（以下「盛土等」という。）に伴う災害の防止に資することを目的とする。

### 第3条 (準拠する法令等)

本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、次の各号に掲げる関係法令、規則及び規定に準拠して実施するものとする。

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法（令和5年5月施行）、同施行令、同施行規則
- (2) 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針（案）（国土交通省・農林水産省・林野庁 令和4年9月時点版）
- (3) 基礎調査実施要領（案）（規制区域指定編）（国土交通省・農林水産省・林野庁 令和4年9月時点版）
- (4) 基礎調査実施要領（案）（規制区域指定編、既存盛土調査編）
- (5) 基礎調査実施要領（規制区域指定編）（案）の解説（国土交通省・農林水産省・林野庁 令和4年12月時点版）
- (6) 盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説（中間案）
- (7) 宅地防災マニュアル及び同解説（国土交通省 令和4年3月）
- (8) 大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説（国土交通省、平成27年5月）
- (9) 人工改変地形データ抽出のための手順書（国土交通省国土地理院 平成22年2月）
- (10) 横須賀市関係諸規則
- (11) その他関係法令及び規則等

なお、関係法令、規則及び規定において改正された場合や国から指針、通達等が示された場合は、最新のものを使用すること。

#### 第4条（施行場所）

本業務の対象範囲は、横須賀市内全域（100.81km<sup>2</sup>、全域が都市計画区域）とする。

#### 第5条（履行期間）

本業務の履行期間は、契約日から令和6年3月15日までとする。

#### 第6条（用語の定義）

指示、承諾、協議とは次の定義による。

- （1）指示とは、乙側の発議により甲が乙に対し、甲の所掌事務に関する方針、基準、計画などを指示し実施させることをいう。
- （2）承諾とは、乙の発議により乙が甲に報告し甲が了解することをいう。
- （3）協議とは、甲と乙が対等の立場で合議することをいう。

#### 第7条（業務計画書）

- （1）乙は、契約締結後すみやかに業務計画書を作成し、甲に提出して承諾を得なければならない。
- （2）乙は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度甲に変更業務計画書を提出しなければならない。
- （3）甲が指示した事項については、乙はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

#### 第8条（管理技術者と編成）

- （1）管理技術者は、本業務の履行にあたり、技術士（総合技術管理部門「土質及び基礎」）、技術士（建設部門「土質及び基礎」または「河川、砂防及び海岸・海洋」）、技術士（応用理学部門「地質」）あるいはRCCM（「土質及び基礎」、「地質」または「河川、砂防及び海岸」）の資格保有者でなければならない。
- （2）管理技術者は、甲の指示する一切の事項を処理するものとする。
- （3）管理技術者は、屋外における調査業務等に際しては適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、乙の行うべき地元関係者に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、調査業務が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。
- （4）管理技術者は照査結果の確認を行わなければならない。

#### 第9条（照査技術者及び照査の実施）

- （1）乙は、本業務における照査技術者を定め、業務計画書に記載しなければならない。

- (2) 照査技術者は、本業務の履行にあたり、技術士（総合技術管理部門「土質及び基礎」）、技術士（建設部門（「土質及び基礎」または「河川、砂防及び海岸・海洋」）、技術士（応用理学部門「地質」）あるいはRCCM（「土質及び基礎」、「地質」または「河川、砂防及び海岸」）の資格保有者でなければならない。

#### 第10条（担当技術者）

担当技術者は、盛土規制法に基づく基礎調査、大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説に基づく変動予測調査、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく基礎調査等の盛土関連業務の経験を有する者でなければならない。

#### 第11条（貸与資料）

本業務の実施にあたり、甲は以下の資料を乙に貸与するものとする。

- (1) 横須賀市都市計画基本図データ
- (2) 横須賀市 S45 区域区分線引き都市計画決定図面データ
- (3) 土砂災害警戒区域（土石流の流域界を含む）データ
- (4) 平成 30 年度大規模盛土造成地調査（関東・北陸地方）・検討業務 報告書 1 式  
（第一次スクリーニング 報告書）
- (5) 令和 3 年度 大規模盛土造成地変動予測調査業務 報告書 1 式（83 箇所）
- (6) 航空レーザ等測量成果
- (7) その他参考となる資料

#### 第12条（事務管理）

乙は、業務実施にあたり、常に善良なる管理を行い業務の方針及び条件について不明確な点がある場合、また改善の必要が認められる場合は協議をしなければならない。

#### 第13条（打合せ）

- (1) 乙は、業務を円滑に遂行するために甲の指示する箇所など、必要な段階で手戻りのないよう甲と打合せを行い、その内容についてはその都度乙が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 特記仕様書に記載されていない事項であっても、業務上必要と認められるものについては、甲と協議を行い、その内容については、乙が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

#### 第14条（現地踏査の土地立ち入り等）

- (1) 現地踏査を実施するために国有地、公有地または私有地に立ち入る場合は、関係法令に準

- 掘し土地立ち入り等を行わなければならない。
- (2) 現地踏査の実施にあたり宅地又は、かき、もしくは柵等で囲まれた土地に立ち入る場合は、あらかじめその所有者に通知しなければならない。
  - (3) 乙は、業務委託証明願いを甲に提出し、業務委託証明書の交付を受けるものとする。  
また、現地踏査においては業務委託証明書を携帯して業務を行わなければならない。土地等の所有者、その他関係人等から請求があった場合は業務委託証明書を掲示するものとする。また、服装、言動については十分に注意を払うものとする。
  - (4) 乙は、業務が完了した場合は、業務委託証明書を遅滞なく甲に返却するものとする。

#### 第15条 (土地の使用)

乙は、植物、かき、もしくは柵等の伐除又は土地もしくは工作物を一時使用する場合は、所有者の承諾を得てから行うものとする。

#### 第16条 (官公庁等への手続き)

- (1) 業務実施のため、必要な関係官庁その他に対する諸手続きは甲と打合せの上、乙の負担において迅速に処理しなければならない。
- (2) 関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、また交渉を受けたい時は遅滞なくその旨を甲に申し出て協議する。

#### 第17条 (資料等の交付及び返還)

- (1) 乙は、貸与することに定められた図面及びその他関係資料等を甲に請求して交付を受けるものとする。
- (2) 乙は、交付された図面及び資料等は業務委託の完了後ただちに返還しなければならない。

#### 第18条 (検査)

- (1) 乙は、特記仕様書あるいは、あらかじめ甲の指示した箇所又は作業段階の区切り目等には、甲の確認を受けなければならない。
- (2) 乙は、既済部分検査及び完了検査を受ける場合には、あらかじめ成果品および関係資料等を揃えておくものとし、管理技術者が検査を受けなければならない。

#### 第19条 (成果品)

成果品は、第3章に定めるものを提出する。

#### 第20条 (秘密の保持)

乙は、受託業務内容及びその結果を甲以外に公表、貸与又は使用してはならない。  
なお、止むを得ない場合には、文書により申請して甲の承諾を得なければならない。

#### 第21条（成果品の帰属）

報告する成果品の著作権等は全て甲に帰属するものとする。

#### 第22条（損害賠償）

本業務実施において、乙の責任により生じた損害等は全て乙の責任において処理し、その費用についても乙が負担するものとする。

#### 第23条（テクリスの登録について）

乙は、受注時又は変更時及び完了時において委託代金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）入力システムに基づき、甲に登録内容の確認を受けた後に、（一財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

ただし、建築関係業務においては、対象外となる場合があるので甲と協議すること。

また、（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が乙に届いた際には、直ちに甲に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- （1）受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- （2）完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- （3）施行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- （4）変更時と完了までの間が10日間に満たない場合は、甲の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

## 第2章 業務内容

### 第24条（業務概要）

本業務の概要は以下のとおりである。

- （1）計画準備
- （2）資料収集整理
- （3）規制区域の候補区域の抽出
  - ①市街地等区域の抽出
  - ②盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域の除外
  - ③規制区域の候補区域の設定
- （4）既存盛土分布調査
- （5）現地踏査
- （6）関係機関市町村との事前調整資料の作成、区域の修正
- （7）総合検討・報告書の作成
- （8）打合せ協議

### 第25条（計画準備）

業務内容について十分把握し、業務全体の方針、細部仕様及び実施体制について甲と協議のうえ、業務計画書を作成し、甲に提出する。

### 第26条（資料収集整理）

乙は、本業務の基礎資料として次に掲げる資料について収集整理を行うものとする。その他の既存の区域、土地利用情報、地形データ、既往の調査結果等の資料についても必要に応じて収集整理を行うものとする。

なお、資料取得の際に甲による申請手続きが必要となった場合は、乙は速やかに甲に申し出ることとする。

- ① 国土数値情報（行政区域・都市計画区域・土地利用・土砂災害警戒区域・地形分類図）
- ② 基盤地図情報（建築物外周線・道路線・数値標高モデル(D E M)）
- ③ 1/2,500DMデータ
- ④ 地番現況図及び家屋現況図
- ⑤ 都市計画法に基づく開発許可、宅地造成等規制法等に基づく工事許可の情報等
- ⑥ 土砂災害警戒区域
- ⑦ 山地災害危険区域
- ⑧ 過去の災害履歴等資料
- ⑨ 地質図（1/50,000地質図幅・1/200,000日本シームレス地質図）
- ⑩ 地形分布図
- ⑪ その他必要な資料

## 第27条（宅地造成等工事規制区域の候補区域の抽出）

基礎調査実施要領（案）及び解説等の内容を踏まえ、規制区域の候補区域を抽出し設定を行うものとする。

### （1）市街地等区域の抽出

本市は全域が都市計画区域に指定されているが、建築物が3戸以上の集合または5戸以上50m以内の範囲で連たんしている区域を100mメッシュのエリアで抽出するか、地形・地物・字界等を用いて集落の区域のエリアで抽出するものとする。上記以外の方法でエリアの抽出を行う場合は、甲の承認のうえ、適切にエリアの抽出を行うものとする。

### （2）盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域の除外

（1）で抽出した区域のうち、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域を除外する。区域の除外は、盛土等が行われている状況や今後の盛土等が行われる可能性、盛土等に伴う災害の発生状況等を踏まえて判断する。

なお、調査時点では、蓋然性がないと判断されるエリアでも、その後、状況が変わることがあるため、区域の抽出は、将来の状況の変化も考慮し、慎重に決定するものとする。

### （3）規制区域の候補区域の設定

（1）及び（2）で抽出した区域をもとに、規制区域の候補区域を設定する。

区域の設定は、尾根、傾斜変換点等の地形的条件のほか、河川、水路、道路、鉄道、同一の字等により規制区域界が明瞭に判断できる諸条件を勘案して境界を設定する。

## 第28条（既存盛土分布調査）

衛星画像、空中写真、DEMデータ、地形図等を用いて盛土等の図面の差分や比較解析等により机上調査を行い、盛土や切土の面積が3,000㎡以上の箇所について優先して抽出するものとする。

また、都市計画法に基づく開発許可及び宅地造成等規制法に基づく工事の許可・届出の情報から区域面積3,000㎡以上の箇所の情報、及び令和3年度に実施した全国一斉の盛土総点検の点検結果に基づく盛土（約100箇所）の情報を追加するものとする。

なお、大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説に定める大規模盛土造成地（714箇所）については、市内全域の第一次スクリーニングが完了しているため、資料の収集を行い、分布図や一覧表、GISデータに反映させるものとする。

既存盛土分布調査結果の整理は以下のとおり行うものとする。

### （1）分布図及びGISデータの作成

地形図、空中写真、数値標高モデル、衛星画像等の図面の差分や比較解析等による机上調査、個別判読を行い、盛土等の箇所を抽出し、分布図及びGISデータに整理する。

GISデータに付与する属性情報等の仕様については、協議の上決定するものとする。

### （2）既存盛土一覧表の作成

作成に必要な**収集資料**を整理し、盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説（中間案）等に基づいた様式により一覧表を作成するものとする。



## 第29条（現地踏査）

必要に応じて規制区域の候補区域の境界を現地確認するものとする。

候補区域の設定は、既往の資料に基づき抽出されているため、候補区域が適切であるか資料により判断できない箇所や確認が必要される箇所については、現地の境界を目視により確認するものとする。現地踏査した箇所は、写真及び現状が分かるように資料を整理し、まとめるものとする。

また、既存盛土の箇所の抽出において、机上だけの判断が難しい場合は必要に応じて公道等からの現地確認を行うものとする。

## 第30条（関係市町村との事前調整資料の作成、区域の修正）

甲が隣接する関係市町（神奈川県含む。以下「関係市町」という。）と事前調整するために必要な資料を作成する。隣接する関係市町との協議の結果、必要が生じた場合は、規制区域の候補区域の修正を行うものとする。

## 第31条（総合検討・報告書作成）

次期調査に向けた課題や今後の対策案を検討し、本業務の内容及び結果と併せて報告書を作成する。区域指定は、概ね5年ごとに見直す予定のため、今後の見直しの資料となるため設定した区域の根拠を分かりやすくまとめるものとする。

また、基礎調査結果のホームページでの公表用資料及び規制区域範囲を示した図面等の公示用図書を作成するものとする。

## 第32条（打合せ協議）

### ①打合せ協議

打合せ協議は、着手時、中間時、成果品納品時の計3回打合せ協議を行う。打合せ後その都度協議内容を記録し甲へ提出すること。

なお、打合せ回数の増減による設計変更は行わない。

### ②関係機関協議資料作成

乙は本業務の調査の実施に先立ち、必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及びその他の必要な資料等の収集・作成を行う。

### ③関係機関打合せ協議

乙は本業務の調査にあたり必要に応じて関係機関（道路管理者、警察署、上下水道管理者、地下埋設物の所管者等）と打合せ協議を実施し、必要な届出等を行う。乙は、打合せ協議事項について記録簿を作成し甲に提出する。

### 第3章 成果品

#### 第33条 (成果品)

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- ①報告書 2部
- ②報告書電子媒体 (CD-R等) 1式
- ③基礎調査結果の概要、公表用資料 1式
- ④規制区域範囲を示した公示用図面等 (A1 : 1/10,000、1/2,500、A4 : 縮小製本版) 2部
- ⑤既存盛土分布調査結果 (分布図、一覧表) 2部
- ⑥GISデータ (規制区域の境界、既存盛土分布調査のShapeファイル形式等) 1式
- ⑦打合せ協議記録簿
- ⑧その他、打合せ協議等で必要が生じたもの

#### 第34条 (成果品に対する責任の範囲)

乙は、業務終了後、成果品に不備が発見された場合、速やかに訂正しなければならない。  
これに対する経費は乙の負担とする。

## 個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な取得等)

第2条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、この契約による業務の目的を正確に把握し、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(適正な管理)

第3条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故の防止その他の個人情報の安全かつ適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管に当たっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

4 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示または承諾があるときを除き、個人情報を乙の事業所内から持ち出してはならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第4条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第5章（行政機関等の義務等）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報に関する秘密の保持)

第5条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複製し、又は複写してはならない。

(資料等の返還、引き渡し若しくは消去)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(外部サービスの利用)

第9条 乙は、外部サービス（クラウドサービス、ウェブ会議サービス、ソーシャルネットワークワーキングサービス、ホスティングサービス等をいい、法令により設置されたもの又は行政機関等により設置される公共的な基盤等を除く。以下同じ。）であつて、当該外部サービス提供者が提示する約款等に乙が同意することで利用可能となり、契約等により乙から個別の措置を求めることができないもの（以下「約款等による外部サービス」という。）を利用しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- (1) 外部サービスの名称
- (2) 外部サービスの提供者
- (3) 外部サービスを用いて行う業務の内容
- (4) 外部サービスで保管又は取り扱う個人情報
- (5) 外部サービスの利用の期間
- (6) 外部サービスの利用が必要な理由
- (7) 外部サービスにおける安全管理措置の内容

2 乙は、当該約款等による外部サービスの利用に関し、甲から指示のある場合、甲の指示に従い、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止等)

第10条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方
- (2) 再委託を行う業務の内容
- (3) 再委託で取り扱う個人情報
- (4) 再委託の期間
- (5) 再委託が必要な理由
- (6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者
- (7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の

求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

6 乙は、再委託契約を行う場合には、この契約により第1条から前条までに規定する個人情報の取扱いに関する義務を再受託者にも遵守させなければならない。

(個人情報の取扱状況の報告等)

第11条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙（再受託者を含む。）に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の報告若しくは資料の提出を求め、又は乙（再受託者を含む。）の事務所に立ち入ることができる。

2 乙（再受託者を含む。）は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第12条 乙（再受託者を含む。）は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙（再受託者を含む。）は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙（再受託者を含む。）が本特記事項に定める事項に違反した場合若しくは義務を怠った場合には、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第14条 乙（再受託者を含む。）は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲の求めに応じてその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第15条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。

# 電子データ作成に係る詳細事項

## 1 電子データ格納媒体

- (1) 提出を受けた電子データの原本性を確保するため、提出する媒体には格納データの書き換えが不可能な CD-R のみを使用する。(CD-RW、DVD は不可)
- (2) 1 枚の CD-R に格納することを原則とし、収まらない場合は各媒体のラベルに何枚目/総枚数を明記する。
- (3) CD-R は、IS09660 フォーマット (レベル 1) を標準とする。

注.) 「IS09660」は、汎用性が高い CD-R/RW 用の標準フォーマット規格である。

この規格は、ファイル名として使用可能な文字数に応じてレベル 1～3 が規定されている。

この他に、Windows95/98/NT 用に Microsoft が IS09660 を拡張した「Joliet」Macintosh 用の独自フォーマットである、「HFS」、UNIX 系の OS 用の IS09660 を拡張した「RockRidge」などがあるが、本業務では利用しないこと。

## 2 ウィルスチェック

- (1) 受託者は、成果品の電子データの格納が終了した時点で、確実にウイルスチェックを行うこと。
- (2) ウィルス対策ソフトは特に指定しないが、シェアの高いものを使用し、最新のウィルスも検出できるように、常に最新のデータに更新したものを利用すること。
- (3) CD-R の表面には、「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス (パターンファイル) 定義年月日またはパターンファイル名」、「チェック年月日」を明記すること。

## 3 ラベル作成

- (1) 提出する媒体には、次ページの「提出媒体のラベル表示例」の通り、各項目を表示すること。
- (2) 表示方法については、専用プリンタを用いた CD-R 表面への直接印字、ラベルシートに印字し直接貼り付け、油性マジック等での書き込みとする。

注.) ボールペン、鉛筆など硬質な筆記具の使用は CD-R を破損させ、読み取り不能となる恐れがあることため使用不可とする。

## 提出媒体のラベル表示例

業務名：令和5年度 横須賀市宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査業務

施行場所：横須賀市内全域

委託者：横須賀市 <都市部宅地審査防災課>

受託者：〇〇〇〇 (会社名)

令和〇年〇月〇日

欄のみ。  
番号は記入しない

No.	
DB	
ID	
受	

完了日を記載

ウイルスチェックに関する情報  
ウイルス対策ソフト名：〇〇〇  
ウイルス定義：〇〇〇〇年〇月〇日版  
チェック年月日：〇〇〇〇年〇月〇日  
フォーマット形式：IS09660 (レベル1)

## 提出媒体ケース背表紙表示例

令和5年度 横須賀市宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査業務

令和〇年〇月〇日

完了日を記載